

令和3年7月7日

障害福祉サービス等事業所  
管理者様

名古屋市健康福祉局  
新型コロナウイルス感染症対策部  
新型コロナウイルス感染症対策室  
障害福祉部障害者支援課

## 訪問系・通所系サービス事業所等の従事者への新型コロナウイルスワクチン 接種について（通知）

日頃は、本市の障害福祉行政に多大なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
訪問系・通所系サービス事業所等（以下、「訪問系サービス事業所等」という。）の  
従事者の取扱いについては、「訪問系・通所系サービス事業所等の従事者への新型コ  
ロナウイルスワクチン接種について」（令和3年6月22日通知）において、一定の要  
件を満たす訪問系サービス事業所等の従事者を、優先接種の対象となる障害者施設等  
の従事者の範囲に含めることをお示ししているところです。

このたび、下記の通り、優先接種の対象者の要件について取扱いを変更いたしましたので、ご承知くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 訪問系サービス事業所等の従業者の取扱いについて

##### (1) 優先接種の対象

障害者に直接接し、介護、療養上の世話、面談等を行う居宅サービス事業所  
等の従事者

<対象となるサービス種別>

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、  
重度障害者等包括支援（訪問系サービスを提供するもの）、自立生活援助  
短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援  
就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援  
地域定着支援

（注）地域生活支援事業（移動支援事業、意思疎通支援事業、地域活動支援セ  
ンター、生活訓練等、基幹相談支援センター）を含む。

※従前は、新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の高齢の患者及び濃厚接触者に直接接し、障害福祉サービスの提供等を行う意思を有する訪問系サービス事業所等の従事者であり、それらの患者及び濃厚接触者に直接接し、障害福祉サービスの提供等を行う意思を有する者であることとしていました。

## (2) 優先接種の方法

市内在住の対象事業所等の従事者は、市内の接種実施医療機関で接種を受けることとなりますが、事前に、従事する事業所等から優先接種の対象であることの「証明書」(様式2)の交付を受け、市町村から発行されたクーポン券とともに接種実施医療機関に持参してください。

また、「証明書」は、接種実施医療機関で回収されませんので、接種後には医療機関から返却をしてもらい、第2回目の接種時にも提示するよう伝えてください。

なお、市外在住の従事者は、今回の通知の対象とはならないため、住民票所在地の自治体の接種体制を確認した上で、各自治体の接種実施医療機関で接種を受けてください。

## (3) クーポン券の発送、優先予約開始時期

別紙を参照してください。

## 2. 事業所の対応

従事者を優先接種の対象とする訪問系サービス事業所等(以下、「対象事業所等」という。)は、次のとおり対応してください。

### (1) 対象事業所等の登録

証明書を発行し優先接種の対象となる人数の把握のため、対象事業所等は、接種予定人数を把握し、以下のとおり「登録フォーム」により接種予定人数を登録してください。

なお、7月7日までに登録いただいた事業所で、登録内容に修正がない場合は再度の登録は不要です。

## <登録フォーム>

次のいずれかの方法で登録フォームにアクセスしてください。

(優先接種の対象となる従事者がいない事業所等は、登録する必要はありません。)

(1) URL : <https://logoform.jp/form/mX9C/18526>

(2) 端末等で右記のコードを読み取り



登録締切日 : 8月31日(火) 17:30

主な登録内容 : 事業所番号、法人名、事業所名、サービス種別、所在地、事業所連絡先、管理者氏名、接種予定人数等

## (2) 対象者の取りまとめ

優先接種の対象とした従事者については、名簿等の作成により、対象者の管理を行ってください。なお、名簿等の障害者支援課への送付は不要です。

## 3. その他

○よくある質問

ご質問のうち主なものについては「ウェルネットなごや」にQ&Aを掲載し、随時更新していきます。

また、ワクチンの効果や副反応等、ワクチン全般については厚生労働省のウェブページ

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00222.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00222.html)) 中、「新型コロナワクチンについてのQ&A」で解説されていますので、こちらをご参照いただくようお願いします。

## 4. 問い合わせ先等

(ワクチン接種の一般的な質問)

なごや新型コロナウイルス ワクチンコールセンター	電話 : 050-3135-2252
-----------------------------	--------------------

(ワクチン接種事業全般に関すること)

健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部 新型コロナウイルス感染症対策室	電話 : 052-972-4389
---	-------------------

(本通知、登録方法に関すること)

健康福祉局障害福祉部障害者支援課	電話：052-972-2578
------------------	-----------------

障害者支援課指定指導係

担当：宮川、竹上

電話 052-972-2578

Email：[a2578@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2578@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)